

科 目 名
通 信 法 規 Communication Law

3 年 前期 2 単位 選択

本 村 唱

概 要

電波の利用には無線通信、電話、ラジオ、テレビ、高周波利用設備などがあり、電波は政治、経済、教育、文化、産業、交通、医療、環境保全など文明社会のあらゆる分野に不可欠の役割を果たしている。

この電波利用の秩序を維持するため、電波法、放送法等の法律とこれらの法律を施行するための多数の総務省令などがあるが、これらによる電波監理の基本理念を解説する。

目 標

電波の公平且つ能率的な利用と公共福祉の増進を目的とする電波法の主旨と、電波利用現場における法律施行の概況を紹介し、電波法と放送法、電気通信事業法などとの関連を理解させる。

授業計画

テ ー マ	内 容
① 電波法の目的と定義	無線通信の発達から電波法の沿革及び電波に関する各事項の定義
② 無線局の免許	無線局の開設に関する申請、審査、検査から免許状の交付
③ 無線設備及び規則	電波の質、受信設備の条件、安全施設、人工衛星局の条件等
④ 無線従事者及び規則	無線設備の操作の範囲、資格の級別、国家試験及び免許
⑤ 無線局の運用及び規則	免許状に記載された目的又は通信の相手方、通信事項等及び混信の防止と秘密の保護、時計、業務書類の備付け等
⑥ 遭難、緊急、安全通信	人命救助のための通信事項に関する総務省令
⑦ 無線局の免許の取消等	法律の違反による取消から空中線の撤去に至るまで
⑧ 無線従事者の免許取消	法律の違反、不正な手段により免許を受けたとき等の取消
⑨ 高周波利用設備	10kHz 以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備
⑩ 伝搬障害防止区域指定	重要無線通信の電波伝搬路における高層建築物等による届出
⑪ 電波法関係手数料	無線局の免許申請手数料、新設、変更、定期検査手数料等
⑫ 電波法施行規則	電波法施行のために無線局の具備すべき事項と安全施設等
⑬ 放送法	NHK 及び一般放送事業者の放送局の開設、番組等に関する事項
⑭ 電気通信事業法	有線電気通信設備及び事業に関する事項と、電波法との関連
⑮ 定期試験	

学習到達度の評価

授業中に教員より質問し理解を促進し、また学生からは授業中に質問を受け授業を補足する。また適宜、授業中に小テストを行い、授業の理解度を把握し、その講評を行って学習の進行を促す。

評価方法

定期試験によって評価し、小テスト、出席率、受講姿勢その他も考慮する。

教 材

教 科 書：無線従事者養成課程用標準教科書 法規 電気通信振興会

プリント：参考資料（Ⅰ）「電波法抜粋」 本村

プリント：参考資料（Ⅱ）「電波法関係法令抜粋」 本村

プリント：参考資料（Ⅲ）「放送関連法令及び電気通信関連法令について」 本村

履修上の注意

本学は、第 1 級陸上無線技術士の「無線工学の基礎」が免除となり、また、第 1 級陸上特殊無線技術士の認定校となっているが、通信法規を履修していないと、第 1 級陸上特殊無線技術士の免許は受けられない。